

神戸市民間路線バス停留所上屋・ベンチ整備事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 15 日 局長決定

令和 3 年 9 月 1 日 改正

令和 4 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 3 月 10 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間路線バス事業者による神戸市内の路線バス停留所への上屋・ベンチ整備を促進し、バスの待合環境及び市民の交通利便性の向上を図ることを目的とした、神戸市民間路線バス停留所上屋・ベンチ整備事業補助金（以下「補助金」という）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 民間路線バス事業者とは、道路運送法（昭和 26 年法律 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(対象者)

第 3 条 補助事業の対象者は、神戸市内において路線バスを運行する民間路線バス事業者（以下、「補助事業者」という）とする。

(対象事業・経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、神戸市内の路線バス停留所への上屋・ベンチ整備事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(上屋)

- (1) 上屋の仕様及び設置箇所について、あらかじめ市長と協議して決定したもの
- (2) 設置後の上屋の管理及び維持補修について、補助事業者が責任をもって行うもの
- (3) 上屋の設置及び改修に際し、道路管理者等関係機関と調整を行い、法令に適合するもの

(ベンチ)

- (1) ベンチの仕様及び設置箇所について、あらかじめ市長と協議して決定したもの
 - (2) 設置後のベンチが、バス利用者のみならず一般公共の用に供することができるものとし、座面高さや座面奥行等については高齢者の利用に配慮したもの
 - (3) 座面及び背もたれの材質は、再生木材チップを活用したものとし、ベンチに肘掛を有するもの
 - (4) 設置後のベンチの管理及び維持補修について、補助事業者が責任をもって行うもの
 - (5) ベンチの設置に際し、道路管理者等関係機関と調整を行い、法令に適合するもの
- 2 補助事業の対象となる経費は、補助事業が当該年度内に実施する上屋・ベンチの設置に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(新設)

- (1) 上屋・ベンチ本体及び付属設備に要する経費

- (2) 設置工事に要する経費
- (3) その他市長が必要であると認めた経費
(改修)
- (1) 改修に必要な経費
- (2) その他市長が必要であると認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。上屋・ベンチの基数は、規模・形状・費用等を総合的に鑑みて市長が判断する。

- (1) 上屋新設1基につき、補助対象経費の額（消費税含）に2分の1を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）又は200万円のいずれか低い額
- (2) 市の施策と連動する等公共性の高いバス停は、上屋新設1基につき、補助対象経費の額（消費税含）に3分の2を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）又は270万円のいずれか低い額
- (3) 上屋改修1基につき、補助対象経費の額（消費税含）に2分の1を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）又は30万円のいずれか低い額
- (4) ベンチ新設1基につき、補助対象経費の額（消費税含）に2分の1を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）又は10万円のいずれか低い額

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業の開始前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業概要書（バス停名、基数、金額）
- (3) 予算書
- (4) 見積書、図面
- (5) バス運行系統図及び停留所位置図

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金額の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、当該補助事業完了の日（廃止の承認を受けたときは、次に掲げる書類をその承認を受けた日）から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長まで提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第8号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第9号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支出)

第11条 市長は前条による交付額の確定を行ったときは、速やかに補助事業者へ補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、都市局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

附則（令和3年9月1日改正）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則（令和4年4月1日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和7年2月25日改正）

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

附則（令和7年3月10日改正）

補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所
団 体 名
代表者名

（振込先口座）

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1．普通 2．当座 その他（ ）			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称			
目的及び内容			
補助事業の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助金の額	円		
算出の基礎			
添付書類	・事業概要書（バス停名、基数、金額） ・予算書 ・見積書、図面 ・バス運行系統図及び停留所位置図 ※ 上屋新設の場合は停留所乗車人数、最大滞留人数 ※ 上屋新設2/3補助の申請を行う場合は、「公共性の高い」理由書		

別記

予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は,それぞれ一致する。

補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所
団 体 名
代表者名

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。
(受任者)

住 所	
団 体 名	
氏 名	

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

下記補助金の交付について, 申請します。

記

補助事業の名称			
目 的 及 び 内 容			
補助事業の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補 助 金 の 額	円		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	・ 事業概要書 (バス停名、基数、金額) ・ 予算書 ・ 見積書、図面 ・ バス運行系統図及び停留所位置図 ※ 上屋新設の場合は停留所乗車人数、最大滞留人数 ※ 上屋新設2/3補助の申請を行う場合は、「公共性の高い」理由書		

別記

予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は,それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり
交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	・ 補助事業者は、補助金規則及び神戸市民間路線バス停留所上屋・ベンチ整備事業補助金交付要綱に従うこと。 ・ 上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金不交付決定通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 宛

住 所
団 体 名
代表者名

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称		
変 更 の 理 由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補 助 金 の 額	(円) 円	
算 出 の 基 礎		
添 付 書 類 (変更後)	・事業概要書（バス停名、基数、金額） ・予算書 ・見積書、図面 ・バス運行系統図及び停留所位置図 ※ 上屋新設の場合は停留所乗車人数、最大滞留人数 ※ 上屋新設2/3補助の申請を行う場合は、「公共性の高い」理由書	

（注）表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
神 戸 市 補 助 金	() 円	
自 己 負 担 金 等	() 円	
計	() 円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
バス停留所 上屋・ベンチ(基)	() 円	
設置工事費用	() 円	
諸経費	() 円	
計	() 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 宛

住 所
団 体 名
代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助金交付決定変更通知書

（公 印 省 略）

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第 2 項の補助金交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の補助金交付決定通知書（令和 年 月 日付第 号）の表第 4 項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 宛

住 所
団 体 名
代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について,その実績を報告します。

記

補助事業の名称		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補 助 金 の 額	(円) 円	
添 付 書 類	・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業に係る収支決算書	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き,実績を下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

- (注) 1 収支の計は,それぞれ一致する。
- 2 表中,変更前の金額は上段に () 書き,変更後の金額は下段に記入する。

補助金額確定通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
特 記 事 項	

補助金交付決定取消通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

振込先口座変更届

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助事業等の名称	
----------	--

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

2. 変更後

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

振込先口座変更届

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助事業等の名称	
----------	--

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(受任者)

住 所	
団 体 名	
氏 名	

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通	2. 当座	その他 ()	
口 座 番 号				
口 座 情 報				

2. 変更後

(受任者)

住 所	
団 体 名	
氏 名	

(振込先口座)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通	2. 当座	その他 ()	
口 座 番 号				
口 座 情 報				

